

2023(令和 5)年度・2024(令和 6)年度

自己点検・評価報告書

2024年12月 作成

杏林大学



# 目 次

## 【基準 2：内部質保証】

- 点検・評価項目① 3つのポリシーの頻繁な見直し . . . . . P.5
- 点検・評価項目② 教員レベルの改善取り組みの有効性の検証 . . . . . P.6

## 【基準 4：教育課程・学習成果】

- 点検・評価項目③ 履修登録単位数の上限設定（CAP 制） . . . . . P.7
- 点検・評価項目④ I R機能の強化 . . . . . P.8
- 点検・評価項目⑤ 大学院の DP と論文審査基準の連関 . . . . . P.9
- 点検・評価項目⑥ アセスメント・プランに基づく成果検証 . . . . . P.10

## 【基準 5：学生の受入れ】

- 点検・評価項目⑦ 大学院の収容定員の未充足 . . . . . P.11
- 点検・評価項目⑧ 編入学定員の超過・未充足 . . . . . P.12
- 点検・評価項目⑨ 学部 of 収容定員の超過 . . . . . P.13
- 点検・評価項目⑩ 入学者選抜の体制 . . . . . P.14

## 【基準 6：教員・教員組織】

- 点検・評価項目⑪ 学部間連携の推進、教養教育科目の編成 . . . . . P.15
- 点検・評価項目⑫ FD・SD の管理方法の見直し、参加率の向上 . . . . . P.16

## 【基準 7：学生支援】

- 点検・評価項目⑬ 学生支援の方針 . . . . . P.17
- 点検・評価項目⑭ 中途退学者の防止 . . . . . P.18
- 点検・評価項目⑮ 障がい学生の支援 . . . . . P.19

## 【基準 8：教育研究等環境】

- 点検・評価項目⑯ 教育研究等環境の方針 . . . . . P.20

## 【基準 10：大学運営・財務】

- 点検・評価項目⑰ 中期計画の策定・検証 . . . . . P.21
- 点検・評価項目⑱ 大学評議会・大学院委員会と学部長会議の役割見直し . . . . . P.22

## 2023 年度・2024 年度 自己点検・評価報告書について

本学は、2022 年度に大学基準協会による第 3 期認証評価を受審し、適合認定された。評価の内訳は、是正勧告 0 件、改善課題 2 件、長所 3 件であり、前回の評価よりも大幅に指摘事項を減らすことが出来た。内部質保証の体制及び教職員の取り組みが評価されたものである。また、外部評価委員をはじめとした多くの学外の方々からの有益なご協力によるものでもある。他方で、改善課題として指摘された点はもちろん、改善課題には至らなかったものの、評価報告書に提言として付された事項や質疑応答において指摘を受けた事項があり、対応すべき課題は必ずしも公式に指摘された内容に留まらないことが明らかとなった。

そこで、2023 年度・2024 年度はこれまでの自己点検・評価の方式に代えて、こういった課題を中心に自己点検・評価を実施することとした。認証評価の受審のための準備や受審過程（実地調査等）、また、受審後の総括により、既に対応されている改善点も少なくないが、本報告書では、改善点についての現在の状況と、今後に向けた課題や取り組みを明らかにしている。

大学基準協会からの有益な指摘を真摯に受け止め、引き続き教育研究活動の質を高め、理念・目的及び使命の達成を図っていく所存である。

## 【基準 2】

### 点検・評価項目①：3つのポリシーの頻繁な見直し

(認証評価における指摘・質問事項)

学長からの命により、毎年3つの方針を見直しているとありますが、その際にはどのような観点から見直しを行っているのか、これまでに改定した実績はあるのか、教えてください。なお、毎年3つの方針を見直すことで、様々なことが頻繁に改定されることにはならないのかと懸念されます。

学修成果の達成状況を確認し、3つのポリシーを検証するための基準として、アセスメント・プランを策定している(根拠資料①)。このアセスメント・プランに基づき、各学部・研究科は毎年3つの方針を見直しているが、これは年に一度、重要事項を確認したうえで、「点検・検証・評価」を行うという意味合いであり、教育の一貫性を揺るがすような「頻繁な改定」ということではない。過去10年間で教育課程の構造自体を見直した事例では、いずれも中長期的な観点から慎重な議論を重ねたうえでDPを見直し、それに伴ってCPを改正したことによりカリキュラムを再編成しており、軽々に基本的な構造に手を加えたものではない。具体的には、①2020年度に医学部で医学教育分野別評価の指摘事項をふまえてポリシーを再定義した例、②2021年度に外国語学部でカリキュラムを再編成した例、③2022年度に総合政策学部で教育プログラムの新設を含むカリキュラムの再編成した例、④2024年度に保健学部で健康スポーツコースを新設した例の4件がある。

なお、従来は、ディプロマ・ポリシーを除き、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーに具体的な授業科目名称や入試方法が記載されていたため、教育課程の再編成や入試内容の変更の都度、各学部・研究科がポリシーの記載内容を改定してきた。そこで、2022年度に3つのポリシーの構造を大きく見直し、個別の授業科目名称や成果の測定、入試方法を削除することとした(根拠資料②③)。2023年度に、大学、学部・学科、大学院、研究科・課程・専攻ごとの3つのポリシーの構造を見直し改正が完成したため、この問題は解決済である。

一方で、3つのポリシーは教学の基本方針であり、教育・研究活動の中心であることから、今後も引き続き年度ごとに検証を行い、改訂の必要が認められた場合には更新していく(根拠資料④)。

≪根拠資料≫

- ① 2022年 9月 学部長会議 議事録
- ② 2021年 11月 学部長会議 議事録
- ③ 2022年 6月 学部長会議 議事録
- ④ 2023年 4月 学部長会議 議事録

## 【基準 2】

### 点検・評価項目②：教員レベルの改善取組みの有効性の検証

(認証評価における指摘・質問事項)

教員レベルでは、授業評価アンケートの結果を踏まえ、各学部・研究科におけるFD活動を通じて教育の質の向上を図っている。しかし、それらの試みが、どの程度、教育・研究、校務における課題の改善に寄与し、学習成果の向上等の取り組みに寄与したかについては十分に明示していないことから、有効性の検証については検討の余地がある。

FDの実質化と、そのための有効性の検証へ全学的に取り組むべく、2023年度に「杏林大学FD・SDの基本方針」を定め、今後は大学部門の全教職員は年間に1回以上のFD・SD参加を必須とするほか、各活動の参加者及び内容、方法、効果を測定し、継続的なFD・SDの改善を進めることとした(根拠資料①)。

具体的な方策としては、2024年度に学長を中心として各学部・研究科のFD委員会及びIR推進室による実施検討会議を行い、「コアFD」制度を導入することとした。この制度では、各学部・研究科が年度内に計画しているFDのうち、最重要課題と捉えるテーマをコアFDとして選定し、全教員の参加を必須とする。さらに、年度末に全教員を対象として受講によって自らの行動が変容したかを問うアンケート調査を行う。この調査結果から、行動変容があったと答えた教員の割合をもってFDの有効性を検証し、次年度のFD企画へ反映させることで改善を図っていく(根拠資料②)。

《根拠資料》

- ① 2023年12月 学部長会議 議事録
- ② 2024年度 各学部・研究科のコアFD一覧

## 【基準 4】

### 点検・評価項目③：履修登録単位数の上限設定（CAP 制）

（認証評価における指摘・質問事項）

履修登録単位数の上限設定について、保健学部履修規程に「成績状況により緩和あるいは厳格化する場合がある」との規定がありますが、詳細について明文化はされていません。

上記指摘・質問された点については、すでに 2022 年度中に検討・改訂を行い、杏林大学保健学部履修規程（令和 5 年 2 月 14 日改正版）として 2023 年度 4 月入学生から適用している。

具体的には、保健学部履修規程の第 3 条第 2 項第 2 号に記載されている「成績状況により緩和又は厳格化する場合がある」の条件を、同規程の第 6 条の 2 第 6 項において「各学期における単位修得状況または GPA が継続して著しく不良である学生については、履修指導の対象とする。また、第 3 条第 2 項第 2 号に掲げる成績状況により 1 年間に履修できる授業科目の上限単位数の緩和、厳格化の適用は第 2 年次以上とし、その要件は別に定める。」とした。さらに別途「杏林大学保健学部 GPA 制度の運用に関する内規」を定めた（根拠資料①）。

加えて同規程第 7 条には「進級及び卒業の判定は、単位取得状況、GPA 等を含めた総合的な結果を教務委員会の議を経て教授会において審議し、学長がこれを行う」として GPA が進級及び卒業の判定に活用されることも併せて明記した（根拠資料②）。

以上の通り、上記問題は解決済であり、杏林大学保健学部履修規程（2023 年 2 月 14 日改正版）及び杏林大学保健学部 GPA 制度の運用に関する内規（2023 年 2 月 14 日制定）を継続して適用していく。

#### ≪根拠資料≫

- ① 杏林大学保健学部履修規程（2023 年 2 月 14 日改正版）
- ② 杏林大学保健学部 GPA 制度の運用に関する内規（2023 年 2 月 14 日制定）

## 【基準 4】

### 点検・評価項目④：IR機能の強化

(認証評価における指摘・質問事項)

教育成果に関して IR 推進室が「授業評価アンケート」「大学 IR コンソーシアム」の大学間共通アンケート、そして卒業生及び就職先への調査について分析している。

しかしながら、学修成果を評価する指標の開発を含めて、さらなる IR 機能の強化が望まれる。

本学では、より有効な学修成果の測定ができるよう、IR 推進室が新たな在校生アンケート調査及び学修成果に関する評価指標の開発に着手している。

まず、現在行っている主な在校生アンケート調査は、IR コンソーシアム学生共通調査と授業評価アンケートであるが、IR コンソーシアム学生調査アンケートは、設問数の多さに加え本学独自の設問を設定することが難しいなどの課題がある。そこで、本学独自の設計で設問数をコンパクトにまとめた新たな在校生アンケート調査の開発に向けて、過去の調査データを分析し、本学が求めたい情報を少ない質問数で的確に得られる調査項目を検討している（根拠資料①）。

また、学修成果指標として現状では GPA が用いられているが、GPA のみをもって学生個人の弱点を明らかにするには限界がある。そこで、GPA に様々な他のデータを加味し、学生個人レベルにおいて学修改善に役立つ新たな学修評価指標を開発している。現在、パイロットスタディとして保健学部の特設学科のデータを対象として、様々な分析と指標設計の試行を行っている。

加えて、卒業生調査では、アンケートへの回答率が低く十分な分析が行えていないことから、回答率の向上に向けた施策が課題となっている。そこで、卒業生との接点を確立すべく、新たに卒業生専用のメールアドレスを発行することとした。今後は、定期的なメールマガジンの配信等で卒業生と大学との関係を保ち続けることで、調査への回答率向上はもとより、将来的な卒業生ネットワークの活用につながるものと期待している。

≪根拠資料≫

① 2024 年 5 月 学部長会議 議事録

## 【基準 4】

### 点検・評価項目⑤：大学院の学位授与方針と論文審査基準の連関

(認証評価における指摘・質問事項)

大学院では、学位論文審査を通じて大学院学生の学習成果を測ることとしており、学位論文審査の審査項目を策定する際に、学位授与方針に示した能力等を測定できるように設定している。今後は、学位授与方針に示した学習成果と学位論文審査の基準・項目との連関を更に明確に示すことで、より一層、学習成果の評価及び達成度の把握に取り組むことが期待される。

国際協力研究科においては、2022 年度に学位論文を審査するための「論文審査評価表」を策定した。これは当然のことながら、論文審査を通じて大学院のディプロマ・ポリシーの達成度を確認するためのものとなっている(根拠資料①)。論文審査評価表は、2023 年度から本格的に運用を行い、学位論文審査時に審議の資料として活用している(根拠資料②)。この点を明確にするため、下表のとおり、学位授与方針に定められている学習成果と学位論文審査基準の項目との連関を示した。

医学研究科及び保健学研究科においても、2024 年度中に学位授与方針と学位論文審査基準の連関表を作成することとしており、2025 年度には全研究科がシラバスに連関表を掲載する計画である。この取り組みにより学習成果を可視化することで、大学院学生が論文審査を通じて学習目標の達成状況を自覚するのみならず、各研究科が学位授与方針そのものの見直しを含めた大学院教育の改善につながることを期待できる。

国際協力研究科の「論文審査」項目(1-8)と「最終試験」項目(1-2)		DP との連関
1	論文の課題設定が明確であるか。	(1)(2)
2	適切な研究方法、調査、論証方法(統計分析を含む)を用いているか。	(1)
3	適切な先行研究に基づいた論文であるか。	(2)
4	論文の記述(本文、図、表、引用、文献表等)が適切で、結論に至るまで首尾一貫した論理構成になっているか。	(1)(2)
5	当該分野の学問研究課題を含み、新しい知見と独創性を有しているか。	(2)(4)
6	総じて学位に見合う十分な知識を習得しているものと判定できるか。	(1)(2)(3)(4)
7	論文および口頭発表は論理的で分かりやすく構成されているか。最終試験の回答は論理的で分かりやすいか。	(3)
8	倫理審査が必要な研究の場合：必要な倫理審査を受けているか。受けている場合、論文中に明示されているか。	(4)
1	論文のプレゼンテーションが適切に行われたか。	(3)
2	論文内容についての質疑に適切に対応できたか。	(1)(2)(3)(4)

DP4 項目：(1) 高度な知識・理解・理論の展開能力、(2) 課題の発見・分析・処理能力、(3) 高度専門職業人としての能力、(4) 研究遂行能力

≪根拠資料≫

- ① 国際協力研究科 論文審査委員評価表
- ② 2023 年 8 月 国際協力研究科委員会議事録(博士前期課程・博士後期課程)

## 【基準 4】

### 点検・評価項目⑥：アセスメント・プランに基づく成果検証

(認証評価における指摘・質問事項)

各学部・研究科の教育課程の編成・実施方針に示された「成果の測定」とアセスメント・ポリシーをどのように関連させているのか、教えてください。また、アセスメント・ポリシーを用いた学習成果の測定の結果や分析を行ってれば、その検討状況を教えてください。

従来、3つのポリシーの検証は、各学部・研究科が独自の基準で行っていた。しかし、2019年度の外部評価委員会で判断基準を設けるべきとの意見があった。これを踏まえて、これまでは「カリキュラム・ポリシー」内に記載されていた学修成果の達成状況の確認基準を別に示すこと、また3つのポリシーの見直し基準を具体的に設定することを目的として、2020年度に各学部・研究科で「アセスメント・ポリシー」を策定した(根拠資料①)。さらに、2022年度には、アセスメント・ポリシーを全学的な「アセスメント・プラン」へと改定している(根拠資料②)。また、2023年度には、大学、学部・学科、大学院、研究科・課程・専攻ごとの全てのカリキュラム・ポリシーから「成果の測定」を削除する改正手続きが完了した(根拠資料③)。

アセスメント・プランは、内部質保証活動の一環として、教学の根幹である3つのポリシーの達成度を点検・評価するとともに、ポリシー間の整合性を定期的に見直し、この活動を通じて本学の教育成果の可視化、ひいては教育の質保証に繋げるものである。そのための評価手順として、まずは学部・研究科が学科毎、専攻毎にその特性に応じて主体的に点検・評価し、全学的な内部質保証推進組織である学部長会議に報告する。その評価結果を学部長会議において大学全体で点検・評価することで、全体としての整合性を確保するとともに、組織的なPDCAサイクルを機能させている。

具体的な評価項目としては、学修成果を検証するために国家試験合格率や就職率など項目毎に適切な Key Performance Indicator (KPI) を用いるとともに、アンケートによる学生からの意見聴取、さらには Institutional Research (IR) による客観的な分析データを活用するなど、多面的な情報に基づいた点検・評価に努めることとしている。例えば、2023年度は3つのポリシーと関連するIRとして、ディプロマ・ポリシーに関しては卒業生及び就職先アンケート、カリキュラム・ポリシーに関してはIRコンソーシアム学生共通調査、アドミッション・ポリシーに関しては在校生の地理的分布をIR推進室が分析し、各学部・研究科へ情報提供した(根拠資料④)。このIR分析結果を踏まえて3つのポリシーを定期的に見直すことで、教育の質向上に繋げている。

≪根拠資料≫

- ① 2022年3月 学部長会議議事録
- ② 2022年9月 学部長会議議事録
- ③ 2023年11月 学部長会議議事録
- ④ 2023年12月 学部長会議議事録

## 【基準 5】

### 点検・評価項目⑦：大学院の収容定員の未充足

(認証評価における指摘・質問事項)

各研究科における収容定員に対する在籍学生数比率が全体的に低い状況にあるため、引き続き注意深く対応していくことが必要である。

#### 【 2023 年度の大学院の収容定員充足率 】

医学研究科（博士課程）＝ 医学専攻：0.26

保健学研究科（博士前期課程）＝ 保健学専攻：1.36、看護学専攻：0.75、臨床心理学専攻：1.10  
（博士後期課程）＝ 保健学専攻：0.75、看護学専攻：0.00

国際協力研究科（博士前期課程）＝ 国際開発専攻：0.50、国際医療協力専攻：0.75、  
グローバルコミュニケーション専攻：0.90  
（博士後期課程）＝ 開発問題専攻：0.50

各研究科における収容定員に対する在籍学生数比率は、いまなお低い状況にある。これまで、教育課程の再編成、収容定員の見直しなど、各研究科では定員充足に向けて継続的に自己点検・評価及び施策の実施を行ってきた。今後は、社会人学生の履修環境整備の一環として長期履修制度を導入したため、より一層の定員充足を図っていく予定である。各研究科の定員充足に向けた取り組みは以下の通りである。

医学研究科の 2023 年度の収容定員充足率は 0.26 倍であり、これは学部学生に医学研究科での研究内容が十分に知られていないため、大学院進学や研究活動に対する関心が薄く、内部進学者が少ないことが定員未充足の原因と考えている。そこで、研究の現場を知ってもらうため、学部学生に「医学研究科研究交流会」への参加を強く推奨しているほか、2023 年度より 6 年生のうち、成績優秀で希望するものに対して、通常の講義（臨床総合演習 I）に代え、研究室での研究の参加により単位を認定する制度を開始した。また、医学研究科の大学院生は、社会人大大学院生がほとんどであるため、臨床業務の状況で休学せざるを得なくなり、実質的に就学期間が長くなる場合があったが、長期履修制度導入により、本務を持ちながらもじっくり時間をかけて研究に取り組んでいける環境をアピールすることで定員充足を図っていく。

保健学研究科では、2021 年度までの定員未充足の状況を改善すべく、2022 年度から看護学専攻の収容定員を博士前期課程が 14 名から 4 名、博士後期課程が 6 名から 3 名へ減らしたが、博士後期課程の収容定員充足率は、依然として低い状態が続いている（根拠資料①）。長期履修制度の導入により、看護学専攻の博士後期課程の受験者が増加する牽引要因として期待できるものの、恒常的に保健学専攻の博士前期課程の定員は超過しているため、定員のさらなる見直しが必要である。

国際協力研究科では、2022 年度、2023 年度に収容定員の引き下げを実施した。博士前期課程の収容定員を 2022 年度が 80 名から 60 名、2023 年度が 60 名から 40 名、博士後期課程の収容定員を 2022 年度が 30 名から 25 名、2023 年度が 25 名から 20 名に減らした結果、各専攻とも一定の改善を示した（根拠資料①）。しかし、なお改善の余地が残ることから、入学試験の日程を従来よりも 1 か月程度前倒しし、入学の可否を早期に確定させたい学生のニーズに応える形で、入学者数の増加を図ることとする（根拠資料②）。

≪根拠資料≫

- ① 各研究科の収容定員充足率（2019 年度～2024 年度）
- ② 2023 年 11 月 国際協力研究科委員会 議事録

## 【基準5】

### 点検・評価項目⑧：編入学定員の超過・未充足

(認証評価における指摘・質問事項)

編入学定員に対する編入学生数比率は、定員削減や学科ごとの定員の見直しなどで対応を図り、一部で改善傾向は見られるものの、現在検討中の対応策の実施も含め、更なる改善が求められる。

#### 【2023年度の編入学定員充足率】

総合政策学部＝総合政策学科：1.88、企業経営学科：2.50

外国語学部＝英語学科：1.75、中国語学科：0.75、観光交流学科：2.50

編入学者の定員超過や未充足の問題については、第2期認証評価で課題として指摘され、その後も抜本的な改善がみられない状況であった。そのため、2022年度入学者から定員を見直し、一部の学科では改善傾向が見られたものの、依然として定員超過と未充足が課題として残っているのが現状である。入学後のマッチングの問題もあるため、協定校制度自体の見直しを含めた改革を継続していく。各学部の充足に向けた取り組みは以下の通りである。

総合政策学部では、2021年度の収容定員充足率は、大学の質保証の基準である1.30倍を上回っており看過できない問題点であった。そこで、2022年度に3年次編入学定員を、総合政策学科が4名から3名、企業経営学科が3名から2名へ変更したことで、2023年度は超過率が若干低下したが、依然として高い状態が続いている(根拠資料①)。また、2024年度の入学者選抜では、志願者数の若干の減少がみられたが、これは筆記試験の内容を英語から小論文に変更した影響かどうか、検証されるべき課題である(根拠資料②)。今後は、前年度の入試結果を踏まえた入試概要の作成を行い、定員数、出願資格及び試験方法の再検討を通して、引き続き定員超過率を適正範囲内に維持できるように努めていく。

外国語学部では、2021年度までの定員未充足の状況を改善すべく、2022年度から3年次編入学定員を中国語学科が5名から2名、観光交流文化学科が3名から2名の計4名を減らし、中国語学科の1年次入学定員を30名から32名に移行する措置を行った。この措置の成果は2024年度に現れ、編入学収容定員充足率は、英語学科1.00倍、中国語学科が0.50倍、観光交流文化学科が0.75倍、学部合計が0.81倍となった。(根拠資料①)。

外国語学部の3年次編入学選抜は、日本人編入学公募制・協定校制と外国人留学生編入学公募制・協定校制の4種類に大別できる。編入学選抜協定校制においては、現在17の短期大学(部)と神田外語学院の計18校と協定を締結しているが、2024年度の志願者は英語学科1名、観光交流文化学科1名と学部全体で2名に留まった(根拠資料③④)。今後は、協定校の見直しと更なる拡充を行っていく。一方、外国人留学生編入学選抜在外協定校制においては、中国10大学、台湾2大学、韓国1大学の計13大学と協定を結んでいる(根拠資料⑤)が、2024年度の志願者は0名であった(根拠資料④)。2024年度入試より、協定書に編転入の受け入れ記載のない6大学は協定校から外したが、再度、協定書の書き換えを含めた検討をする必要がある。

#### ≪根拠資料≫

- ① 編入学定員充足率(2020年度～2024年度)
- ② 2024年度入試の概要(昨年度からの主な変更点)
- ③ 2024年度 編入学選抜(協定校制) 協定校一覧
- ④ 外国語学部 編転入 志願者・合格者・入学者経年推移(2019-2024)
- ⑤ 2024年度 外国人留学生転入学選抜(在外協定校制) 在外協定校一覧

## 【基準 5】

### 点検・評価項目⑨：学部の収容定員の超過

(認証評価における指摘・質問事項)

#### 【改善課題】

収容定員に対する在籍学生数比率について、医学部医学科では 1.03 と高いため、学部の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。

収容定員が超過している要因は留年者によるものである。医師となるためには医師国家試験に合格することが必須であり、その要件を満たす能力をもって卒業させることが医学部にとって重要である。また、本医学部は、良き医師を養成することを目的としており、そのような人格を有する学生を送り出すことも使命である。これらの要件は、ディプロマ・ポリシーや「杏林大学医学部学生の到達目標」にて明示している。したがって、上記要件を満たさない学生を進級、卒業させることは出来ないため、留年する学生が生じている（根拠資料①）。

学力不足による留年が発生する原因としては学習意欲の低下が一因であるが、その根源として、医師となることへのモチベーションの低下が挙げられる。このため、1年次から3年次まで、毎年、病院見学や地域の医療施設での実習を取り入れ、医療の現場を体感させながら、医師を目指すモチベーションを失わせないようにしている。また、留年生の中には、普段の学習の方法に困難を感じている学生も多い。これは、学習方法などの情報を入手することが難しいことが一因と考えられた。この対策として、本学卒業生をアドバイザーとして1年生から5年生まで各学年の学生を含む縦割りグループ制度（学生による学生のためのコミュニティシステム Kyorin SCS）を、2023年度から実施した。これにより、卒業生あるいは上級生から良い学習方法などについてアドバイスを受けると、学習や大学生活における情報共有を図れるようにした。また、若手医師から、座学では伝えきれない生の医療現場の様子を聞くことで、医師となるモチベーションが高まり、学習意欲を高める効果もあると期待されている。

留年する学生数の抑制に対して即効性があるものとは必ずしも言えないが、今後も継続していくことで、留年生を減少させられるよう努力する。

#### ≪根拠資料≫

- ① 各学部の収容定員充足率

## 【基準 5】

### 点検・評価項目⑩：入学者選抜の体制

(認証評価における指摘・質問事項)

多様な入学試験の方法を採用しており、各学部・学科で適用する方法が異なっていますが、これほどの機関が責任を持ち決定しているのでしょうか。

学問領域の特性や沿革的な理由から各学部の入学試験の内容には差異があるため、各学部がアドミッション・ポリシーに則り責任を持って立案し、運営審議会にて審議・決定された方法で入学試験を実施してきた。しかしながら、各学部と入学者選抜の全学的組織である入学センターとの役割分担や、入試に関する意思決定を行う組織体制の位置付けが明確にされていない点に課題があった。

そこで、2023年度から学長を中心に入試のあり方の検討を重ねた結果、まず「杏林大学入学者選抜の基本方針」が策定された（根拠資料①）。この方針では、基本的な考え方として入試の責任主体は各学部であるとしたうえで、入学センターの位置付けを入学者選抜に関する学内外の情報収集、各学部への助言及び学部間の連絡調整等を行うものとした。

さらに、組織体制を3層構造に整理し、全学的な会議体として、入学者選抜に関する大学の基本的な方針を提示するとともに、各学部の入学試験計画を審議する「入学試験委員会」、各学部の入学試験計画を総括し、必要に応じて学部間の実務的な連絡調整を行う「入学試験調整委員会」を設置することとした。そのうえで、各学部における入学者選抜の特性に応じて各種委員会を設置し、入学試験の計画立案、出題採点、合否判定及び改善方策の検討等について審議、実施することとした（根拠資料②③④）。

この方針を具現化するために関係諸規程を改正したことにより、責任の所在がより一層明確になり、円滑な入学者選抜を行うための体制整備が進展した。

≪根拠資料≫

- ① 杏林大学 入学者選抜の基本方針
- ② 杏林大学入学者選抜に関する規程
- ③ 杏林大学入学試験委員会規程
- ④ 杏林大学入学センター規程

## 【基準6】

### 点検・評価項目⑪：学部間連携の推進、教養教育科目の編成

(認証評価における指摘・質問事項)

教養教育の運営体制について、明瞭に書かれていないので不分明です。教養教育に責任を持つ部局はあるのでしょうか。

杏林大学の資産である「総合大学としての知」を活用し、全学的な教養教育を推進すべきです。

学部における教養教育を全学的に調整し、責任を持つ部局は設けていない。教養教育は各学部の特性を踏まえ、各学部の教務委員会・教授会等での審議を経て、計画・実施している。なお、全ての科目が必修となっている医学部を除く保健学部・総合政策学部・外国語学部では、教養科目の学部間の相互履修について、3学部教務連絡会で協議・決定のうえ実施している。

一方で、「社会と大学」や「データサイエンス教育」「キャリア教育」などは学部横断的に実施しており、それぞれ地域連携センターやデータサイエンス教育研究センター、キャリアサポートセンターなどが統括し、各学部・学科との調整のうえ実施している（根拠資料①）。

今後は、井の頭キャンパスの開設に伴い4学部が近接したことから、新たな全学的な教養教育のあり方を模索していく。学長と各学部長が意見交換を行ったところ、大学として発展していくためには自然科学系のみならず、人文・社会科学系の学問も同時に必要であるという創設者の信念に基づき、4学部の資源を融合させた独自の授業を開講すれば本学ならではの特徴になる、との方向性が示された。具体的には、初年次の必修科目として、大学の建学の精神や歴史、社会的な役割、各学部で行われている教育研究の内容など、学生に自らの大学の特性を教える自校教育を構想しており、今後も継続的に議論を重ねて形にしていきたい。

≪根拠資料≫

① シラバス

## 【基準 6】

### 点検・評価項目⑫：FD・SDの管理方法の見直し、参加率の向上

(認証評価における指摘・質問事項)

FD・SD活動の参加について、教えてください。参加状況を示す表をご提出いただきましたが、例えば、参加に熱心な顔触れはある程度固定されているのか、だとか、どのようなところにも一切参加しない層があるのか、とかについて、よくわかりません。参加にあまり熱心でない方々があれば、どのような働きかけを行っておられるかについても教えてください。

2023年度に「FD・SDの基本方針」を策定し、12月の学部長会議において承認された（根拠資料①）。2024年度以降は、この基本方針に沿って、大学部門の全教職員は年間に1度以上のFD・SD参加を必須とすることとなった。また、各活動の参加者及び内容、方法、効果を測定し、継続的なFD・SDの改善に取り組むこととした（根拠資料①）。

具体的な方策としては、2024年度に学長を中心として各学部・研究科のFD委員会及びIR推進室による実施検討会議を行い、「コアFD」制度を導入することとした。この制度では、各学部・研究科が年度内に計画しているFDのうち、最重要課題と捉えるテーマをコアFDとして選定し、全教員の参加を必須とする。また、多くの業務を抱える教員がFD・SD活動に参加しやすいよう、オンライン併用によるハイブリッド開催や、業務予定に合わせて柔軟に視聴できるオンデマンド配信等の積極的活用も並行して行った。

その結果、2020年度には全FDの平均参加率が35.7%に留まっていたが、2024年度には全コアFDの参加率が10月1日現在で84.5%となり大幅な改善となった（根拠資料②）。

《根拠資料》

- ① 2023年12月 学部長会議 議事録
- ② 2024年度 各学部・研究科のコアFD集計表

## 【基準 7】

### 点検・評価項目⑬：学生支援の方針

(認証評価における指摘・質問事項)

「学生支援センター規程」に定めた「学生生活の向上を図るとともに、学生の人間性・社会性を育成する」という基本方針のもと、学生支援業務を進めているとしているものの、これは学生支援の業務を推進するための指針にとどまっており、学生支援に関する大学としての方針を確認したい。

学生支援事業を全学的・組織的に実施するため、2008年4月に学生支援センターを設置して、「学生生活の向上を図るとともに、学生の人間性・社会性を育成する」という基本方針のもと、様々な学生支援業務を行ってきた。

しかしながら、2022年度に受審した認証評価において「業務を推進するための指針にとどまっている」という指摘も受けたことから、学生支援の方針を時代に即したものに更新することとした。検討に際しては、学生支援センター長と各学部の学生部長に加え学長を交えた意見交換を行い、2023年4月に「杏林大学学生支援に関する方針」を次のとおり策定した（根拠資料①）。

「杏林大学は、学生の多様性を尊重するという基本姿勢のもと、一人ひとりの学生が学修を通じて、豊かな学生生活を送ることができるよう支援を行うことを最優先課題と定める。具体的には、学修目標を達成するための指導・相談体制を充実させ、自ら意欲的に学修に専念できる環境の整備に努めるとともに、その基盤となる生活の安定や健全な心身の維持増進に資する支援を行う。さらには、大学での学びを活かした学生の自律的なキャリア形成の支援をきめ細かく行う。」

この新たな方針を大学 Web サイトや学生ハンドブックに掲載して周知するとともに、これを踏まえてより一層充実した学生支援を行っていく。

≪根拠資料≫

① 2023年4月 学部長会議議事録、資料

## 【基準 7】

### 点検・評価項目⑭：中途退学者の防止

(認証評価における指摘・質問事項)

2015（平成 27）年度の大学評価（認証評価）において、総合政策学部・外国語学部で退学者が低学年に集中しているため改善が望まれるとの指摘を受け、改善に向けて「中退防止検討プロジェクトチーム」を立ち上げ、学長の改善指示のもと退学者数を減少させており、評価できる。なお、一部、退学者数・退学率が減少しているとはいいがたい学科もあり、引き続き対策の継続が望まれる。

毎年、学部長会議において各学部長より退学の原因と対策が報告されており、改善に向けた取り組みが行われている（根拠資料①）。また、2018 年度からは事務職員の視点で対策を講じるために、部署を横断した構成員で「退学防止検討プロジェクトチーム」を立ち上げた。その結果、2020 年度・2021 年度の退学者数は減少傾向となり、全国平均と比べても低くなっていたが、2022 年度は両学部で退学率が再び増加に転じている（根拠資料②）。

プロジェクトチームにより現状の問題点を検証した結果、退学リスクのある学生の早期発見と支援という課題に焦点を当てて、改善に取り組むこととした。まず、部署毎の取り組みから着手するため改善企画を募ったところ、例えば入学センターではミスマッチ防止に向けたオープンキャンパスでの学生広報スタッフによる相談会、学生支援課では孤立を防ぐための居場所作りイベントなどが提案され、実行された。その後、部署を越えた対応に活動範囲を拡大し、従来は退学相談時の面談内容が担当者の力量により差異があった事から、質問項目を統一したヒアリングシートを導入することにより、面談の質の底上げに努めている。また、これまでは退学に繋がりにかぬ学生の情報を各部署が断片的に保有していたことから、学生支援課に統一の相談窓口を設けるとともに、情報を一元的に集約することとした。さらに、発展的な取り組みとして教職協働での対策も模索しており、外国語学部では新たに、高校時代の評定平均や欠席数、入学後の成績や出席状況、キャリアカウンセラーとの面談履歴など、退学リスクに関係する学生データを網羅した記録簿の作成を開始した。この情報をアカデミック・アドバイザーの教員に提供することで、これまでより早期に退学の懸念がある学生を発見し、多様な情報に基づく支援が可能になるものと期待している（根拠資料③④⑤）。

しかしながら、プロジェクトチームのみでは対応に限界があるため、残された課題に対し、制度改善も含め全学的な取り組みが必要となる。例えば、総合政策学部では進級要件が設けられておらず、単位不足のまま学年進行し退学に至る学生が一定数いる。そのため、学年毎の計画的な履修の後押しとなる進級要件を設けることを検討している。また、所属する学部とは異なる分野を学ぶために退学を選択した学生の中には、本学の他学部で学ぶことができる学問領域であると知らなかったケースもあった。そこで、総合大学としての強みを活かして、転学部・転学科制度の募集要項を整備し、オリエンテーションや面談時に周知することで、退学以外の選択肢として積極的に活用していきたい。

以上のように、退学防止検討プロジェクトチームと全学的な対策を組み合わせることにより、今後も継続的に中途退学防止に取り組んでいく。

≪根拠資料≫

- ① 2023 年 6 月 学部長会議議事録
- ② 退学者数の推移（2013 年度～2023 年度）※2023 年度は春学期までの数値
- ③ 令和 5 年度退学防止対策プロジェクトチーム（第 15 回）議事録
- ④ 令和 5 年度退学防止対策プロジェクトチーム（第 15 回）会議資料
- ⑤ 外国語学部 退学防止ワーキンググループ 提案内容

## 【基準 7】

### 点検・評価項目⑮：障がい学生の支援

(認証評価における指摘・質問事項)

障がいのある学生に対する修学支援について、今後全学的に周知する予定と書かれていますが、現時点で周知されていれば、その状況について教えてください。

障がいのある学生への支援は、これまでは申請があった際に都度実施していた。本学を志願する受験生の段階で入学センターに相談がある場合が多く、受験する学部を中心に、関係する教職員が個別に対応して来たが、その情報は学内に周知・共有されることはなかった。

2024年4月から障がいのある学生に対する合理的配慮が私立大学でも義務化されたことを受け、本学でも受け入れを制度化し、学内で情報共有を図り学生支援の充実化を目指すため、障がいのある学生に対する修学支援の基本方針として「杏林大学 障がい学生支援に関する方針」を次のとおり策定した(根拠資料①)。

「杏林大学は、全ての学生が障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いの相違を個性として尊重し支え合いながら、豊かな学生生活を送ることができるよう、学生支援センターを中心に全学の教職員が協力して、就学上の障壁を取り除くための支援を実施する。」

この方針を踏まえて、学生支援センターが全体を統括し、目的に応じた相談窓口を設けて、関係部署と連携して対応にあたる支援体制を整備した。さらに、支援を必要とする学生と大学との間での支援内容の決定が困難な場合に調整を行う機関として「障がい学生支援調整委員会」を設置することとした(根拠資料②)。これらの障がい学生支援に関する情報は、大学 Web サイトや学生ハンドブックに掲載するとともに、入学時のガイダンスでも説明し、支援を必要とする学生に届くよう広く周知を図っている。この取り組みの結果、2024年度4月の制度運用開始から8月までの期間で、すでに14件の支援申込があり、学生の相談内容に応じて組織的なサポートを実施している。

なお、受験生に関しても、疾病や負傷、障害等があっても受験上不利になることがないよう、合理的配慮の提供体制を整備している。具体的には、学生募集要項に相談方法や相談先の情報を掲載しており、受験生が大学 Web サイトに設けられた申請フォームに希望する支援内容を入力することで、大学へ申し出が可能となっている。

≪根拠資料≫

- ① 2024年3月 学部長会議議事録、資料
- ② 2024年6月 学部長会議議事録、資料

## 【基準 8】

### 点検・評価項目⑯：教育研究等環境の方針

(認証評価における指摘・質問事項)

(教育研究等環境の整備方針としてあげた)「グランドデザイン (将来構想)」の学内外周知の程度が十分かどうか判断基準を示してください。

本学では、教育研究等環境全般に関する大きな方針は定めておらず、「グランドデザイン (将来構想)」は一部のキャンパスの整備方針を示したものである。現理事長 (当時、副理事長) が全学教職員対象の説明会を 2020 年度に開催し、そこで将来的な学園運営の方向性としてグランドデザインを提示しており、2022 年度、理事長就任時の所信表明においても述べている。説明会及び所信表明は教職員専用サイト (あんずネット) より各教職員が随時視聴することが可能となっており、学内向けには広く周知されているものと考えている (根拠資料①)。このグランドデザインはあくまでも学園運営の方向性を示した構想段階のものではあるものの、その概要は大学ウェブサイトにも掲載されている。

現在、学長を中心として各領域の方針の体系的な整備を進めており、方針のあり方に立ち返って、全体の階層構造や方針間の関係性を整理した上で、大学の諸活動を網羅すべく順次方針の制定・更新を行っている。その一環として、教育研究等環境の方針の策定も予定している。併せて、適切に改正を重ねていくための管理方法や、学内外へ十分な周知を図るための公開方法も構築していきたいと考えている。

≪根拠資料≫

① 三鷹キャンパスグランドデザイン説明会資料

## 【基準 10】

### 点検・評価項目⑰：中期計画の策定・検証

(認証評価における指摘・質問事項)

「大学の理念・目的を実現するため、大学の5ヵ年度に亘る中長期事業計画を策定している」  
との記載がありますが、これは、各学部・研究科・センター等ごとに具体的な目標と年度別実行  
計画を定めたものと読み取れます。

現在策定されている中期事業計画は2020年度(令和2年度)～2024年度(令和6年度)ま  
での5ヵ年度間の計画として2020年(令和2年)3月に策定された。この中期事業計画に基づき、  
単年度ごとの事業計画を策定する形とした。

2023年度から後期2年間を迎えるにあたって、2022年度(令和4年度)までの3年間の結果を  
踏まえた上で、計画の修正、中止、新規設定等、2023年(令和5年)3月に見直しを実施した。

見直しにあたり、2022年度に新設されたデータサイエンス教育研究センターを追加したほか、  
策定時に含まれていなかった、キャリアサポートセンター、学生支援センター、高大接続推進室、  
総合情報センターを加えることにより、大学全体を網羅した。さらに、各事業の達成状況を測るた  
め数値目標を導入し、より明確に事業の達成状況を評価できるように改善した(根拠資料①②③④)。

2024年度(令和6年度)は現在策定されている中期事業計画の最終年度となり、2025年度(令  
和7年度)から2029年度(令和11年度)までの5ヵ年度間の新たな中期事業計画を策定する。  
2024年(令和6年)4月からは新たに医学部附属杉並病院が開設されることから、新たな中期事業  
計画においては、杉並病院の中期事業計画を加える形で学園全体の中期事業計画として策定する。  
また、各部門においては、現在の中期事業計画の達成状況を精査し、部門ごとの個別の計画に先立  
つものとして大学全体としてのより大きなテーマで計画を設定する予定である(根拠資料①)。

《根拠資料》

- ① 2022年11月 学部長会議 議事録
- ② 2023年 3月 理事会・評議員会資料「中期事業計画(令和2年度～令和6年度)の見直しについて」
- ③ 2023年 3月 評議員会 議事録
- ④ 2022年 3月 理事会 議事録

## 【基準 10】

### 点検・評価項目⑱：大学評議会・大学院委員会と学部長会議の役割見直し

(認証評価における指摘・質問事項)

大学の教学組織の一つである大学評議会の構成員を教えてください。

大学評議会、大学院委員会と学部長会議の役割、構成員が重複しているのではないかと懸念されます。

大学評議会の構成員は「杏林大学学則」の第 12 条の 2 にその規定があり、その構成員は「(1) 学園長 (2) 学長 (3) 副学長 (4) 学部長 (5) 付属図書館長 (6) 各教授会構成員の中から教授会により選任された者、各 2 名」である。また、大学評議会の運営については「大学評議会運営規程」の定めるところによる(根拠資料①)。

大学院委員会の構成員は「杏林大学大学院学則」の第 7 条から第 9 条にその規定があり、その構成員は「(1) 学長(2) 副学長(3) 各研究科委員長及び各研究科委員から選ばれた委員、若干名」である。また、大学院委員会の運営については「大学院委員会運営規程」の定めるところによる(根拠資料②)。

大学評議会及び大学院委員会の構成員については、「運営審議会」(教学事項等の審議を行う教授会等と理事会の調整にあたる審議機関)とほとんどのメンバーが重複している。また、教学事項において自己点検・評価を行う機関は「学部長会議」であることから、教学部門の重要事項を審議する機関としての大学評議会及び大学院委員会の役割は、形骸化しているというのが現状である。

以上を踏まえ、大学評議会及び大学院委員会のあり方について、学則等の規程の改正も含めて検討していく必要があることを認識しており、今後、従来の会議体の役割と立ち位置を見直していく。

≪根拠資料≫

- ① 杏林大学学則、大学評議会運営規程
- ② 杏林大学大学院学則、大学院委員会運営規程